

北陸信越運輸局報

第400号

平成26年3月24日(月曜日)
(毎月3回1・11・21日発行)

発行 北陸信越運輸局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
電話(025)285-9000
FAX(025)285-9170
http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/

目次

公示	△一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請・・・	1ページ～12ページ
許認可等	△自動車分解整備事業の認証	・・・13ページ～15ページ
	△指定自動車整備事業の指定	・・・15ページ～16ページ
行政処分	△一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分	・・・16ページ～25ページ
	△一般貸切自動車運送事業者に対する行政処分	・・・25ページ～28ページ

○ 公 示

公示第114号

道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成26年3月17日

北陸信越運輸局長 和辻 健二

(事案の件名) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請

事案番号	申請者の氏名又は名称	運賃ブロック	事案の種類	事案の概要							
				運賃の種類及び料金	車種区分	現行	申請				
25旅第97号	有限会社フラワー観光	新潟県B地区	距離制運賃 初乗距離 短縮	距離制運賃	中型車	初乗運賃	0.75 kmまで	350 円	初乗運賃	1.204 kmまで	550 円
						加算運賃	250 mごとに	90 円	加算運賃	1.204 km以降	90 円
						加算運賃	1.5 km以降	90 円	加算運賃	296 mごとに	90 円
					小型車	初乗運賃	0.75 kmまで	340 円	初乗運賃	1.176 kmまで	540 円
						加算運賃	250 mごとに	90 円	加算運賃	1.176 km以降	90 円
						加算運賃	1.5 km以降	90 円	加算運賃	324 mごとに	90 円
				時間距離併用制運賃	中型車	1分55秒について	90 円	1分50秒について	90 円		
					小型車	2分5秒について	90 円	2分0秒について	90 円		
					待料金	中型車	1分55秒について	90 円	1分50秒について	90 円	
						小型車	2分5秒について	90 円	2分0秒について	90 円	

公示第115号

道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあつては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成26年3月17日

北陸信越運輸局長 和辻 健二

(事案の件名) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請

事案番号	申請者の氏名又は名称	運賃ブロック	事案の概要		
			種 類	現 行	申 請
25旅第52号	マルカタクシー合資会社	新潟県B地区	時間制運賃の細分化（事案の概要は別紙1のとおり）		
25旅第53号	美咲タクシー株式会社				
25旅第54号	銀嶺タクシー株式会社				
25旅第55号	魚沼交通株式会社				
25旅第56号	湯沢タクシー株式会社				
25旅第57号	小千谷タクシー株式会社				
25旅第58号	枅形タクシー株式会社				
25旅第59号	雪国タクシー株式会社				
25旅第60号	ひかり交通株式会社				
25旅第61号	観光タクシー株式会社				
25旅第62号	株式会社小出タクシー				
25旅第63号	奥只見タクシー株式会社				
25旅第64号	株式会社アサヒタクシー				
25旅第65号	明石交通株式会社				
25旅第66号	十日町タクシー株式会社				
25旅第67号	昭和交通有限会社				
25旅第68号	十日町交通株式会社				
25旅第69号	中央タクシー株式会社				
25旅第70号	六日町タクシー株式会社				
25旅第71号	株式会社はまなす観光タクシー				
25旅第72号	坂町タクシー株式会社				
25旅第73号	荒川タクシー株式会社				
25旅第74号	藤観光タクシー株式会社				
25旅第75号	株式会社中条タクシー				
25旅第76号	アイエムタクシー株式会社				
25旅第77号	日の丸観光タクシー株式会社				
25旅第78号	新井タクシー株式会社				
25旅第79号	山北タクシー株式会社				
25旅第80号	株式会社瀬波タクシー				
25旅第81号	有限会社浦川原タクシー				
25旅第82号	株式会社あきちゃんタクシーあち				

	やん代行		
25 旅第 83 号	与板タクシー有限会社		時間制運賃の細分化（事案の概要は別紙 3 のとおり）
25 旅第 84 号	中越交通株式会社（加茂市、燕市 A、南蒲原郡 A、三条市 B の区域に限る）		
25 旅第 85 号	有限会社出雲崎交通		
25 旅第 86 号	大河津観光有限会社		
25 旅第 87 号	寺泊交通株式会社		
25 旅第 88 号	やまとタクシー株式会社		
25 旅第 89 号	株式会社浦佐タクシー		
25 旅第 90 号	頸城ハイヤー株式会社		
25 旅第 91 号	三条タクシー株式会社		
25 旅第 92 号	三越タクシー株式会社		
25 旅第 93 号	中越交通株式会社（見附市、長岡市 B、長岡市 C、長岡市 D、三島郡の区域に限る）	新潟県 B 地区	時間制運賃の細分化（事案の概要は別紙 7 のとおり）
25 旅第 94 号	株式会社小針タクシー		時間制運賃の細分化（事案の概要は別紙 8 のとおり）
25 旅第 95 号	直江津タクシー株式会社		時間制運賃の細分化（事案の概要は別紙 9 のとおり）
25 旅第 96 号	柏崎タクシー株式会社		時間制運賃の細分化（事案の概要は別紙 10 のとおり）
25 旅第 99 号	株式会社みつけタクシー		時間制運賃の細分化（事案の概要は別紙 11 のとおり）

別紙 1

1. 運賃（時間制運賃）

申請運賃

	初乗運賃	加算運賃	
		基本	加算時間の短縮
特定大型車	30分まで 4,250 円	30分まで毎に 4,250 円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで 1,420 円 20分まで 2,840 円
大型車	30分まで 4,200 円	30分まで毎に 4,200 円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで 1,400 円 20分まで 2,800 円
中型車	30分まで 3,200 円	30分まで毎に 3,200 円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで 1,070 円 20分まで 2,140 円
小型車	30分まで 3,000 円	30分まで毎に 3,000 円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで 1,000 円 20分まで 2,000 円

1. 運賃（時間制運賃）

現行運賃

	初乗運賃	加算運賃	
		基本	加算時間の短縮
特定大型車	30分まで 4,150 円	30分まで毎に 4,150 円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで 1,390 円 20分まで 2,770 円
大型車	30分まで 4,100 円	30分まで毎に 4,100 円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで 1,370 円 20分まで 2,740 円
中型車	30分まで 3,150 円	30分まで毎に 3,150 円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで 1,050 円 20分まで 2,100 円
小型車	30分まで 2,950 円	30分まで毎に 2,950 円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで 990 円 20分まで 1,970 円

別紙2

1. 運賃（時間制運賃）

申請運賃

	初乗運賃	加算運賃	
		基本	加算時間の短縮
特定大型車	30分まで 4,250円	30分まで毎に 4,250円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,420円 20分まで2,840円
大型車	30分まで 4,200円	30分まで毎に 4,200円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,400円 20分まで2,800円
中型車	30分まで 3,250円	30分まで毎に 3,250円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,090円 20分まで2,170円
小型車	30分まで 3,000円	30分まで毎に 3,000円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,000円 20分まで2,000円

現行運賃

1. 運賃（時間制運賃）

	初乗運賃	加算運賃	
		基本	加算時間の短縮
特定大型車	30分まで 4,150円	30分まで毎に 4,150円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,390円 20分まで2,770円
大型車	30分まで 4,100円	30分まで毎に 4,100円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,370円 20分まで2,740円
中型車	30分まで 3,200円	30分まで毎に 3,200円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,070円 20分まで2,140円
小型車	30分まで 2,950円	30分まで毎に 2,950円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで 990円 20分まで1,970円

別紙3

1. 運賃（時間制運賃）

申請運賃

	初乗運賃	加算運賃	
		基本	初乗時間の短縮
特定大型車	30分まで 4,250円	30分まで毎に 4,250円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 15分まで2,130円
大型車	30分まで 4,200円	30分まで毎に 4,200円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 15分まで2,100円
中型車	30分まで 3,250円	30分まで毎に 3,250円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 15分まで1,630円
小型車	30分まで 3,000円	30分まで毎に 3,000円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 15分まで1,500円

現行運賃

1. 運賃（時間制運賃）

	初乗運賃	加算運賃
大型車	30分まで 4,100円	30分まで毎に 4,100円
中型車	30分まで 3,200円	30分まで毎に 3,200円
小型車	30分まで 2,950円	30分まで毎に 2,950円

2. 運賃料金の適用方法（時間制運賃）

時間制運賃は、初乗りは30分、以後は15分単位とする。15分未満の端数が生じた場合は、15分単位に切り上げるものとする。

2. 運賃料金の適用方法（時間制運賃）

時間制運賃は、30分単位とする。30分未満の端数が生じた場合は、30分単位に切り上げるものとする。

別紙4

申請運賃

1. 運賃(時間制運賃)

	初乗運賃	加算運賃	
		基本	加算時間の短縮
特定大型車	30分まで 4,250円	30分まで毎に 4,250円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,420円 20分まで2,840円
大型車	30分まで 4,200円	30分まで毎に 4,200円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,400円 20分まで2,800円
中型車	30分まで 3,050円	30分まで毎に 3,050円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,020円 20分まで2,040円
小型車	30分まで 2,850円	30分まで毎に 2,850円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで950円 20分まで1,900円

現行運賃

1. 運賃(時間制運賃)

	初乗運賃	加算運賃	
		基本	加算時間の短縮
特定大型車	30分まで 4,150円	30分まで毎に 4,150円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,390円 20分まで2,770円
大型車	30分まで 4,100円	30分まで毎に 4,100円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,370円 20分まで2,740円
中型車	30分まで 2,950円	30分まで毎に 2,950円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで990円 20分まで1,970円
小型車	30分まで 2,750円	30分まで毎に 2,750円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで920円 20分まで1,840円

別紙5

申請運賃

1. 運賃(時間制運賃)

	初乗運賃	加算運賃	
		基本	初乗時間の短縮
特定大型車	30分まで 4,250円	30分まで毎に 4,250円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,420円 20分まで2,840円
大型車	30分まで 4,200円	30分まで毎に 4,200円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,400円 20分まで2,800円
中型車	30分まで 3,250円	30分まで毎に 3,250円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,090円 20分まで2,170円
小型車	30分まで 3,000円	30分まで毎に 3,000円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,000円 20分まで2,000円

現行運賃

1. 運賃(時間制運賃)

	初乗運賃	加算運賃
大型車	30分まで 4,100円	30分まで毎に 4,100円
中型車	30分まで 3,200円	30分まで毎に 3,200円
小型車	30分まで 2,950円	30分まで毎に 2,950円

2. 運賃料金の適用方法(時間制運賃)

時間制運賃は、初乗りは30分、以後は10分単位とする。10分未満の端数が生じた場合は、10分単位に切り上げるものとする。

2. 運賃料金の適用方法(時間制運賃)

時間制運賃は、30分単位とする。30分未満の端数が生じた場合は、30分単位に切り上げるものとする。

1. 運賃（時間制運賃）

申請運賃

	初乗運賃	加算運賃	
		基本	加算時間の短縮
特定大型車	30分まで 4,000円	30分まで毎に 4,000円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 15分まで2,000円
大型車	30分まで 4,200円	30分まで毎に 4,200円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 15分まで2,100円
中型車	30分まで 3,250円	30分まで毎に 3,250円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 15分まで1,630円
小型車	30分まで 3,000円	30分まで毎に 3,000円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 15分まで1,500円

現行運賃

1. 運賃（時間制運賃）

	初乗運賃	加算運賃	
		基本	加算時間の短縮
特定大型車	30分まで 4,000円	30分まで毎に 4,000円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 15分まで2,000円
大型車	30分まで 4,100円	30分まで毎に 4,100円	設定なし
中型車	30分まで 3,200円	30分まで毎に 3,200円	設定なし
小型車	30分まで 2,950円	30分まで毎に 2,950円	設定なし

1. 運賃（時間制運賃）

申請運賃

	初乗運賃	加算運賃	
		基本	初乗時間の短縮
特定大型車	30分まで 4,000円	30分まで毎に 4,000円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 15分まで2,000円
大型車	30分まで 4,200円	30分まで毎に 4,200円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 15分まで2,100円
中型車	30分まで 3,250円	30分まで毎に 3,250円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 15分まで1,630円
小型車	30分まで 3,000円	30分まで毎に 3,000円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 15分まで1,500円

現行運賃

1. 運賃（時間制運賃）

	初乗運賃	加算運賃
大型車	30分まで 4,100円	30分まで毎に 4,100円
中型車	30分まで 3,200円	30分まで毎に 3,200円
小型車	30分まで 2,950円	30分まで毎に 2,950円

2. 運賃料金の適用方法（時間制運賃）

時間制運賃は、初乗りは30分、以後は15分単位とする。15分未満の端数が生じた場合は、15分単位に切り上げるものとする。

2. 運賃料金の適用方法（時間制運賃）

時間制運賃は、30分単位とする。30分未満の端数が生じた場合は、30分単位に切り上げるものとする。

申請運賃

1. 運賃(時間制運賃)

	初乗運賃	加算運賃	
		基本	初乗時間の短縮
特定大型車	30分まで 4,250円	30分まで毎に 4,250円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 15分まで2,130円
大型車	30分まで 4,200円	30分まで毎に 4,200円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 15分まで2,100円
中型車	30分まで 3,250円	30分まで毎に 3,250円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 15分まで1,630円
小型車	30分まで 2,750円	30分まで毎に 2,750円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 15分まで1,380円

2. 運賃料金の適用方法(時間制運賃)

時間制運賃は、初乗りは30分、以後は15分単位とする。15分未満の端数が生じた場合は、15分単位に切り上げるものとする。

申請運賃

1. 運賃(時間制運賃)

	初乗運賃	加算運賃	
		基本	初乗時間の短縮
特定大型車	30分まで 4,250円	30分まで毎に 4,250円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,420円 20分まで2,840円
大型車	30分まで 4,200円	30分まで毎に 4,200円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,400円 20分まで2,800円
中型車	30分まで 3,250円	30分まで毎に 3,250円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,090円 20分まで2,170円
小型車	30分まで 3,000円	30分まで毎に 3,000円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,000円 20分まで2,000円

2. 運賃料金の適用方法(時間制運賃)

時間制運賃は、初乗りは30分、以後は10分単位とする。10分未満の端数が生じた場合は、10分単位に切り上げるものとする。

現行運賃

1. 運賃(時間制運賃)

	初乗運賃	加算運賃
大型車	30分まで 4,100円	30分まで毎に 4,100円
中型車	30分まで 3,200円	30分まで毎に 3,200円
小型車	30分まで 2,700円	30分まで毎に 2,700円

2. 運賃料金の適用方法(時間制運賃)

時間制運賃は、30分単位とする。30分未満の端数が生じた場合は、30分単位に切り上げるものとする。

現行運賃

1. 運賃(時間制運賃)

	初乗運賃	加算運賃
大型車	30分まで 4,100円	30分まで毎に 4,100円
中型車	30分まで 3,200円	30分まで毎に 3,200円
小型車	30分まで 2,900円	30分まで毎に 2,900円

2. 運賃料金の適用方法(時間制運賃)

時間制運賃は、30分単位とする。30分未満の端数が生じた場合は、30分単位に切り上げるものとする。

申請運賃

1. 運賃(時間制運賃)

	初乗運賃	加算運賃	
		基本	加算時間の短縮
特定大型車	30分まで 3,900円	30分まで毎に 3,900円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,300円 20分まで2,600円
大型車	30分まで 3,900円	30分まで毎に 3,900円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,300円 20分まで2,600円
中型車	30分まで 3,000円	30分まで毎に 3,000円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,000円 20分まで2,000円
小型車	30分まで 3,000円	30分まで毎に 3,000円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,000円 20分まで2,000円

現行運賃

1. 運賃(時間制運賃)

	初乗運賃	加算運賃	
		基本	加算時間の短縮
特定大型車	30分まで 3,900円	30分まで毎に 3,900円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,300円 20分まで2,600円
大型車	30分まで 3,750円	30分まで毎に 3,750円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,250円 20分まで2,500円
中型車	30分まで 3,000円	30分まで毎に 3,000円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,000円 20分まで2,000円
小型車	30分まで 2,850円	30分まで毎に 2,850円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで950円 20分まで1,900円

申請運賃

1. 運賃(時間制運賃)

	初乗運賃	加算運賃	
		基本	初乗時間の短縮
特定大型車	30分まで 4,000円	30分まで毎に 4,000円	基本30分を15分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 15分まで2,000円
大型車	30分まで 4,000円	30分まで毎に 4,000円	基本30分を15分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 15分まで2,000円
中型車	30分まで 3,000円	30分まで毎に 3,000円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,000円 20分まで2,000円
小型車	30分まで 3,000円	30分まで毎に 3,000円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,000円 20分まで2,000円

現行運賃

1. 運賃(時間制運賃)

	初乗運賃	加算運賃	
		基本	初乗時間の短縮
特定大型車	30分まで 4,150円	30分まで毎に 4,150円	
大型車	30分まで 4,100円	30分まで毎に 4,100円	
中型車	30分まで 3,200円	30分まで毎に 3,200円	
小型車	30分まで 2,950円	30分まで毎に 2,950円	

2. 運賃料金の適用方法(時間制運賃)

時間制運賃は、初乗りは30分、特定大型車、大型車については、以後は15分単位とし、中型車、小型車については、以後は10分単位とする。特定大型車、大型車で15分未満の端数が生じた場合は、15分単位に切り上げるものとし、中型車、小型車で10分未満の端数が生じた場合は、10分単位に切り上げるものとする。

2. 運賃料金の適用方法(時間制運賃)

時間制運賃は、30分単位とする。30分未満の端数が生じた場合は、30分単位に切り上げるものとする。

公示第 1 1 6 号

道路運送法施行規則第 5 5 条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から 1 0 日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から 1 0 日以内のものとする。

記

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成 2 6 年 3 月 1 7 日

北陸信越運輸局長 和 迄 健 二

事案番号	申請者の氏名又は名称	運賃ブロック	事案の概要		
			種 類	現 行	申 請
25 旅第 46 号	野尻湖タクシー株式会社	長野県 B 地区	時間制運賃の細分化	(事案の概要は別紙のとおり)	
25 旅第 47 号	長野交通株式会社				
25 旅第 48 号	中野ハイヤー株式会社				
25 旅第 49 号	長電タクシー株式会社				
25 旅第 50 号	戸狩ハイヤー有限公司				
25 旅第 51 号	有限会社飯綱ハイヤー				

別紙

1. 運賃 (時間制運賃) **申請運賃**

	初 乗 運 賃		加算運賃
	基 本	初乗時間の短縮	
特定大型車	1時間まで 9,950 円	基本 1 時間を 3 0 分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 30 分まで 4,980 円 1 時間まで 9,950 円	3 0 分ごとに 4,900 円
大 型 車	1時間まで 9,850 円	基本 1 時間を 3 0 分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 30 分まで 4,930 円 1 時間まで 9,850 円	3 0 分ごとに 4,850 円
普 通 車	1時間まで 7,050 円	基本 1 時間を 3 0 分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 30 分まで 3,530 円 1 時間まで 7,050 円	3 0 分ごとに 3,450 円

1. 運賃 (時間制運賃) **現行運賃**

	初 乗 運 賃		加算運賃
	基 本	初乗時間の短縮	
特定大型車	1時間まで 9,750 円	基本 1 時間を 3 0 分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 30 分まで 4,880 円 1 時間まで 9,750 円	3 0 分ごとに 4,800 円
大 型 車	1時間まで 9,650 円	基本 1 時間を 3 0 分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 30 分まで 4,830 円 1 時間まで 9,650 円	3 0 分ごとに 4,750 円
普 通 車	1時間まで 6,850 円	基本 1 時間を 3 0 分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 30 分まで 3,430 円 1 時間まで 6,850 円	3 0 分ごとに 3,350 円

公示第117号

道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成26年3月17日

北陸信越運輸局長 和辻 健二

事案番号	申請者の氏名又は名称	運賃ブロック	事案の概要		
			種類	現行	申請
25旅第98号	石川交通株式会社	石川県石川地区	時間制運賃の細分化（事案の概要は別紙のとおり）		

別紙

1. 運賃（時間制運賃）

申請運賃

	初乗運賃	加算運賃	
		基本	加算時間の短縮
特定大型車	30分まで 4,650円	30分まで毎に 4,650円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,550円 20分まで3,100円
大型車	30分まで 4,150円	30分まで毎に 4,150円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,390円 20分まで2,770円
中型車	30分まで 3,550円	30分まで毎に 3,550円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,190円 20分まで2,370円
小型車	30分まで 3,150円	30分まで毎に 3,150円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,050円 20分まで2,100円

1. 運賃（時間制運賃）

現行運賃

	初乗運賃	加算運賃	
		基本	加算時間の短縮
特定大型車	30分まで 4,550円	30分まで毎に 4,550円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,520円 20分まで3,040円
大型車	30分まで 4,050円	30分まで毎に 4,050円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,350円 20分まで2,700円
中型車	30分まで 3,450円	30分まで毎に 3,450円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,150円 20分まで2,300円
小型車	30分まで 3,100円	30分まで毎に 3,100円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,040円 20分まで2,070円

公示第 1 1 8 号

道路運送法施行規則第 5 5 条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から 1 0 日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあつては、消印が公示の日から 1 0 日以内のものとする。

記

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成 2 6 年 3 月 1 9 日

北陸信越運輸局長 和 迄 健二

(事案の件名) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請

事案番号	申請者の氏名又は名称	運賃ブロック	事案の概要		
			運賃及び料金の種類	現 行	申 請
25 旅第 100 号	おやどタクシー株式会社	石川県金沢地区	早朝予約料金	1 両ごとに 4 1 0 円	早朝予約料金を廃止する。
25 旅第 101 号	かほく交通有限会社			1 両ごとに 4 0 0 円	
25 旅第 102 号	高松タクシー株式会社				
25 旅第 103 号	株式会社津幡観光社				
25 旅第 104 号	河北台タクシー株式会社				

公示第 1 1 9 号

道路運送法施行規則第 5 5 条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から 1 0 日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあつては、消印が公示の日から 1 0 日以内のものとする。

記

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成 2 6 年 3 月 1 9 日

北陸信越運輸局長 和 迄 健二

(事案の件名) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請

事案番号	申請者の氏名又は名称	運賃ブロック	事案の概要		
			種 類	現 行	申 請
25 旅第 105 号	株式会社魚沼中央トランスポート	新潟県 B 地区	時間制運賃の細分化 (事案の概要は別紙のとおり)		

1. 運賃（時間制運賃）

申請運賃

	初乗運賃	加算運賃	
		基本	加算時間の短縮
特定大型車	30分まで 4,250円	30分まで毎に 4,250円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,420円 20分まで2,840円
大型車	30分まで 4,200円	30分まで毎に 4,200円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,400円 20分まで2,800円
中型車	30分まで 3,250円	30分まで毎に 3,250円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,090円 20分まで2,170円
小型車	30分まで 3,000円	30分まで毎に 3,000円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,000円 20分まで2,000円

1. 運賃（時間制運賃）

現行運賃

	初乗運賃	加算運賃	
		基本	加算時間の短縮
特定大型車	30分まで 4,150円	30分まで毎に 4,150円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,390円 20分まで2,770円
大型車	30分まで 4,100円	30分まで毎に 4,100円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,370円 20分まで2,740円
中型車	30分まで 3,200円	30分まで毎に 3,200円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで1,070円 20分まで2,140円
小型車	30分まで 2,950円	30分まで毎に 2,950円	基本30分を10分単位に細分化する。運賃額は以下の額とする。 10分まで 990円 20分まで1,970円

公示第120号

道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成26年3月20日

北陸信越運輸局長 和辻 健二

（事案の件名）一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請

別紙

事案番号	申請者の氏名又は名称	運賃ブロック	事案の種類	事案の概要						
				運賃の種類及び料金	車種区分	現行	申請			
25旅第106号	新興タクシー株式会社	新潟県B地区	距離制運賃 初乗距離短縮	距離制運賃	中型車	初乗運賃 0.75 kmまで 350円	初乗運賃 1.204 kmまで 550円			
						加算運賃 250 mごとに 90円	加算運賃 1.204 km以降 90円			
					小型車	初乗運賃 0.75 kmまで 340円	初乗運賃 1.176 kmまで 540円			
						加算運賃 250 mごとに 90円	加算運賃 324 mごとに 90円			
				時間距離併用制運賃	中型車	1分55秒について 90円	1分50秒について 90円			
					小型車	2分5秒について 90円	2分0秒について 90円			
				待料金	中型車	1分55秒について 90円	1分50秒について 90円			
					小型車	2分5秒について 90円	2分0秒について 90円			
				25旅第107号	第2新興タクシー株式会社		距離制運賃	小型車	初乗運賃 0.75 kmまで 340円	初乗運賃 1.176 kmまで 540円
									加算運賃 250 mごとに 90円	加算運賃 1.176 km以降 90円
時間距離併用制運賃	小型車	2分5秒について 90円	2分0秒について 90円							
	待料金	小型車	2分5秒について 90円					2分0秒について 90円		

○ 許 認 可 等

■ 自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	長認証第368号
認証年月日	平成26年3月11日
事業者名	株式会社ホンダカーズ長野東
事業場名	株式会社ホンダカーズ長野東吉田店
事業場所在地	長野県長野市吉田2丁目23番3号
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	長認証第369号
認証年月日	平成26年3月14日
事業者名	株式会社ホンダカーズ長野中央
事業場名	グロス長野須坂センター
事業場所在地	長野県須坂市大字日滝字口明塚3550番地1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	長認証第370号
認証年月日	平成26年3月14日
事業者名	株式会社ロイヤルオートサービス
事業場名	株式会社ロイヤルオートサービス佐久工場
事業場所在地	長野県佐久市岩村田北1丁目14番4
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	長認証第371号
認証年月日	平成26年3月14日
事業者名	有限会社ライフオースカンパニー
事業場名	車屋佐久平
事業場所在地	長野県佐久市長土呂字北下ノ中原801番地2
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業

対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	長認証第372号
認証年月日	平成26年3月19日
事業者名	アイ・ビイ自動車工業株式会社
事業場名	アイ・ビイ自動車工業株式会社 箕輪店
事業場所在地	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪字鉄砲島8869番地1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普中、普小、普乗、大特、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	長認証第373号
認証年月日	平成26年3月19日
事業者名	株式会社アルプス
事業場名	ホンダカーズ松本南伊那北店
事業場所在地	長野県伊那市御園98番1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	長認証第374号
認証年月日	平成26年3月19日
事業者名	長野ヤナセAG株式会社
事業場名	長野ヤナセAG株式会社AUDI松本
事業場所在地	長野県塩尻市大字広丘野村字角前1824番地2
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	石認証第345号
認証年月日	平成26年3月11日
事業者名	小杉 剛史

事業場名	モーターサービス ビークル
事業場所在地	石川県金沢市湊2丁目120番10
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	石認証第346号
認証年月日	平成26年3月10日
事業者名	株式会社ライフクリエイト
事業場名	株式会社ライフクリエイト
事業場所在地	石川県金沢市駅西本町1丁目11番22号
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、 小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普中 【動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝】 普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	石認証第347号
認証年月日	平成26年3月17日
事業者名	丸一石油株式会社
事業場名	マルイチテクニカルセンターはくい
事業場所在地	石川県羽咋市石野町ホ42番地1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

■指定自動車整備事業の指定（自動車技術安全部）

指定番号	北信指第20211号
指定年月日	平成26年3月17日
事業者名	北産自工株式会社
事業場の名称	北産自工株式会社
事業場の所在地	長野県長野市稲里町中氷鉋字陣場川原1117番地14
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	—
指定の条件	—

指定番号	北信指第30117号
指定年月日	平成26年3月14日
事業者名	株式会社ホンダセンター富山
事業場の名称	株式会社ホンダセンター富山 小杉営業所
事業場の所在地	富山県富山市西二俣595番地2
対象とする自動車の種類	普通自動車(小型)、普通自動車(乗用)、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	軽油を燃料とする原動機を除く
指定の条件	—

指定番号	北信指第30118号
指定年月日	平成26年3月14日
事業者名	株式会社 ピア
事業場の名称	イエローハット砺波店
事業場の所在地	富山県砺波市太郎丸2-127
対象とする自動車の種類	普通自動車(小型)、普通自動車(乗用)、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	—
指定の条件	—

○ 行政処分

■ 一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分(平成26年2月分)

(自動車運送事業安全監理室)

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成26年2 月3日	大谷総業運輸倉庫株 式会社 代表者大谷昇	伊那営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成24年6月26日、労働局からの通報に基づき監査実施。1件の法令違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	1	1
	長野県伊那市上牧73 80-375	長野県伊那市野底82 68-28	貨物自動車運送事業 法17条第1項			
平成26年2 月3日	株式会社山本建材 代 表者山本和宏	本社営業所	輸送施設の使用停止 (115日車)	平成24年11月19日、貨物等重点監査の対象事業者としたことから監査実施。3件の法令違反が認められた。(1)定期点検整備の実施違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条)	12	12
	新潟県加茂市新栄町1 5番5号	新潟県加茂市新栄町1 5番5号	貨物自動車運送事業 法17条第3項			

平成 26 年 2 月 4 日	東北開発運輸株式会 社 代表者酒井市雄	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成24年5月8日、労 働局からの通報が届い たことから監査実施。1 件の法令違反が認めら れた。(1)乗務時間等 の基準の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項)	2	2
	新潟県阿賀野市寺社 甲423-1	新潟県阿賀野市寺社 甲423-1	貨物自動車運送事業 法17条第1項			
平成 26 年 2 月 4 日	有限会社北照運輸 代 表者神田二千六	本社営業所	輸送施設の使用停止 (40日車)	平成24年11月26日、 貨物等重点監査の対象 事業者としたことから監 査実施。1件の法令違 反が認められた。(1)定 期点検整備の実施違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第13条、 道路運送車両法第48 条)	4	4
	富山県富山市萩原24 6-3	富山県富山市萩原24 6-3	貨物自動車運送事業 法17条第3項			
平成 26 年 2 月 4 日	有限会社古越物産 代 表者古越浩二	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成24年8月31日、街 頭検査において当該事 業者の管理する事業用 自動車について整備命 令書を発令したことから 監査実施。1件の法令 違反が確認された。(1) 不正改造車両の運行 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第13条、 道路運送車両法第41条 及び第47条)	2	2
	長野県北佐久郡御代 田町大字馬瀬口272 -2	長野県北佐久郡御代 田町大字馬瀬口272 -2	貨物自動車運送事業 法17条第3項			
平成 26 年 2 月 4 日	有限会社サンライズ商 事 代表者西野入威	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成24年9月19日、適 正化実施機関の巡回指 導結果から監査実施。4 件の法令違反が認めら れた。(1)事業計画の 変更認可違反(貨物自 動車運送事業法第9条 第1項)(2)事業計画事 前届出違反(貨物自動 車運送事業法第9条第 3項)(3)報告義務違反 (貨物自動車運送事業 法第60条第1項)(4) 運行管理者の選任(解 任)未届出違反(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第19条)	1	1
	長野県千曲市大字雨 宮232	長野県長野市稲里町 中氷飽字伊勢宮812 -1	貨物自動車運送事業 法9条第3項			

平成 26 年 2 月 4 日	有限会社アシスト・エム ケー・コーポレーション 代表者中島邦雄	本社営業所	輸送施設の使用停止 (60日車)	平成24年8月21日、公安委員会から道路交通法令違反通知書が届いたことから監査実施。6件の法令違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(4)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の4)(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)(6)運転者に対する指導監督の記録違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	6	6
	富山県中新川郡立山町大石原169番地	富山県中新川郡立山町大石原169番地	貨物自動車運送事業法17条第3項			
平成 26 年 2 月 4 日	株式会社名越 代表者 名取川覚	本社営業所	輸送施設の使用停止 (25日車)	平成24年11月22日、貨物等重点監査の対象事業者となったことから監査実施。2件の法令違反が認められた。(1)定期点検整備の実施違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条)	3	3
	富山県下新川郡入善町東狐1060	富山県下新川郡入善町東狐1060	貨物自動車運送事業法17条第3項			
平成 26 年 2 月 5 日	協進運輸有限公司 代表者宮崎清二	本社営業所	輸送施設の使用停止 (70日車)	平成24年12月13日、貨物等重点監査の対象事業者になったことから監査実施。1件の法令違反が認められた。(1)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条)	7	7

	富山県射水市小林15 -1	富山県射水市小林15 -1	貨物自動車運送事業 法17条第3項			
平成26年2 月7日	甲信越福山通運株式 会社 代表者本瓦豊太 郎	新潟支店	文書警告	平成25年11月26日、 公安委員会から道路交 通法令違反通知書が届 いたことから監査実施。 2件の法令違反が認め られた。(1)乗務時間等 の基準の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項) (2)点呼の記載事項義 務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 7条第5項)	0	0
	長野県長野市若穂川 田字新田3800-6	新潟県新潟市西区緒 立流通1丁目2番地2	貨物自動車運送事業 法17条第1項			
平成26年2 月7日	関越物流株式会社 代 表者田中高広	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成24年5月10日、労 働局からの通報が届い たことから監査実施。1 件の法令違反が認めら れた。(1)乗務時間等 の基準の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項)	2	2
	新潟県胎内市下館字 大開1193-2	新潟県新潟市大字 日渡蟻の塔126-2	貨物自動車運送事業 法17条第1項			
平成26年2 月7日	新発田陸送株式会社 代表者阿部金一	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成24年8月28日、公 安委員会より道路交通 法令違反通知書が届い たことから監査実施。2 件の法令違反が認めら れた。(1)乗務時間等 の基準の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項) (2)運転者に対する指 導監督違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規 則第10条第1項)	25	25
	新潟県新発田市日渡1 31	新潟県新発田市大字 日渡蟻の塔126-2	貨物自動車運送事業 法17条第1項			
平成26年2 月12日	株式会社キトウ 代表 者鬼頭重光	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成24年2月22日、街 頭検査において当該事 業者の管理する事業用 自動車に整備命令書を 発令したことから監査実 施。1件の法令違反が 認められた。(1)不正改 造車両の運行(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第13条、道路運送	2	2
	長野県長野市青木島 町大塚1143-2	長野県長野市青木島 大塚1143-2	貨物自動車運送事業 法17条第3項			

				車両法第 41 条及び第 47 条)		
平成 26 年 2 月 12 日	東新運輸株式会社 代表者大滝寿昭	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成23年11月28日、適正化実施機関の巡回指導結果から監査実施。2件の法令違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)(2)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	1	1
	新潟県新潟市東区海老ヶ瀬1040	新潟県新潟市東区中木戸68	貨物自動車運送事業法9条第3項			
平成 26 年 2 月 13 日	大平リース株式会社 代表者朝倉高行	本社営業所	文書警告	平成25年1月18日、適正化実施機関の巡回指導結果から神座実施。1件の法令違反が認められた。(1)点検整備記録簿の記載違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第49条)	0	0
	富山県黒部市田家新584-1	富山県黒部市田家新584-1	貨物自動車運送事業法17条第3項			
平成 26 年 2 月 17 日	有限会社夢建設重機 代表者南林市郎	本社営業所	輸送施設の使用停止 (155日車)	平成25年1月21日、貨物等重点監査の対象事業者となったことから監査実施。3件の法令違反が認められた。(1)定期点検整備の実施違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条)	16	16
	富山県高岡市神主町50	富山県高岡市京田646-1	貨物自動車運送事業法17条第3項			
平成 26 年 2 月 17 日	株式会社新日本海商運 代表者帆刈浩	本社営業所	文書警告	平成25年8月23日、労働局からの通報書が届いたことから監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)(2)乗務等の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)	0	0
	新潟県新潟市江南区亀田工業団地2丁目2528番地39の2	新潟県新潟市江南区亀田工業団地2丁目2528番地39の2	貨物自動車運送事業法17条第3項			

平成 26 年 2 月 17 日	株式会社都市貨物輸 送 代表者柴崎利喜	松本営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成24年7月20日、労 働局からの通報書が届 いたことから監査実施。 1件の法令違反が認め られた。(1)運転者に対 する指導監督違反(貨 物自動車運送事業輸送 安全規則第 10 条第 1 項)	2	2
	神奈川県相模原市中 央区田名5971-1	長野県松本市大字今 井字松本道7255	貨物自動車運送事業 法17条第1項			
平成 26 年 2 月 17 日	有限会社宮下重機 代 表者杉林ゆう子	本社営業所	輸送施設の使用停止 (80日車)	平成24年12月17日、 貨物等重点監査の対象 事業者となったことから 監査実施。1件の法令 違反が認められた。(1) 定期点検整備の実施違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第 13 条、道路運送車両法第 48 条)	8	8
	富山県氷見市触坂91 7番地	富山県高岡市四屋80 2番地1	貨物自動車運送事業 法17条第3項			
平成 26 年 2 月 18 日	有限会社友城商事 代 表者熊本幸一	本社営業所	輸送施設の使用停止 (35日車)	平成23年11月30日、 適正化実施機関の巡回 指導結果から監査実 施。7件の法令違反が 認められた。(1)乗務時 間等の基準の遵守違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 3 条第 4 項)(2)点呼の実施義 務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 7 条)(3)点呼の記載事 項義務違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規 則第 7 条第 5 項)(4)乗 務等の記載事項義務違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第 8 条) (5)運行記録計による 記録義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第 9 条)(6)運転者 に対する指導監督違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 10 条第 1 項)(7)定期点検整備 の実施違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規 則第 13 条、道路運送車 両法第 48 条)	4	4
	新潟県上越市大潟区 土底浜3232-2	新潟県上越市大潟区 土底浜2135-1	貨物自動車運送事業 法17条第3項			

平成 26 年 2 月 21 日	日の出運輸企業株式 会社 代表者嶋田康子	新潟営業所	輸送施設の使用停止 (70日車)	平成24年10月3日、街 頭検査において当該事 業者の管理する事業用 自動車整備命令書を 発令されたことから監査 実施。3件の法令違反 が認められた。()不正 改造車両の運行(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第 13 条、道路運 送車両法第 41 条及び第 47 条)()定期点検整備 の実施違反等(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第 13 条、道路運送 車両法第 48 条)	3	3
	秋田県秋田市寺内字 神屋敷295-43	新潟県長岡市北陽1- 53-21	貨物自動車運送事業 法17条第3項			
平成 26 年 2 月 24 日	木野建設株式会社 代 表者木野市一	本社営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)	平成24年10月3日、街 頭検査において当該事 業者の管理する事業用 自動車整備命令書を 発令されたことから監査 実施。3件の法令違反 が認められた。(1)不正 改造車両の運行(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第 13 条、道路運 送車両法第 41 条及び第 47 条)(2)定期点検整備 の実施違反等(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第 13 条、道路運送 車両法第 48 条)	3	3
	石川県金沢市才田町 は58	石川県金沢市才田町 は58	貨物自動車運送事業 法17条第3項			
平成 26 年 2 月 24 日	有限会社大兼 代表者 新本政吉	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成24年12月3日、貨 物等重点監査の対象事 業者となったことから監 査実施。2件の法令違 反が認められた。(1)定 期点検整備の実施違反 等(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第 13 条、道路運送車両法第 48 条)	2	2
	富山県富山市婦中宮ヶ 島319	富山県富山市婦中町 田島413-1	貨物自動車運送事業 法17条第3項			

平成 26 年 2 月 24 日	有限会社こまつ 代表 者小松克美	本社営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)	平成23年11月28日、 公安委員会より道路交 通法令違反通知書が届 いたことから監査実施。 6件の法令違反が認め られた。(1)乗務時間等 の基準の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項) (2)点呼の実施義務違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第7条) (3)運転者に対する指 導監督違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規 則第10条第1項)(4) 点呼の記録義務違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 5項)(5)乗務等の記載 事項義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第8条)(6)運転者 に対する指導監督違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条第 1項)	3	3
	石川県白山市鶴来本 庁4丁目千目9-3	石川県小松市符津町ソ 22	貨物自動車運送事業 法17条第3項			
平成 26 年 2 月 24 日	有限会社小西商建 代 表者小西長武	本社営業所	輸送施設の使用停止 (25日車)	平成24年10月25日、 街頭検査において当該 事業者の管理する事業 用自動車整備命令書 を発令されたことから監 査実施。3件の法令違 反が認められた。(1)不 正改造車両の運行(貨 物自動車運送事業輸送 安全規則第13条、道路 運送車両法第41条及び 第47条)(2)定期点検 整備の実施違反等(貨 物自動車運送事業輸送 安全規則第13条、道路 運送車両法第48条)	3	3
	石川県金沢市上安原 南4番地	石川県金沢市上安原 南4番地	貨物自動車運送事業 法17条第3項			
平成 26 年 2 月 25 日	グリーンライン信州株 式会社 代表者下深迫 均	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成24年6月15日、労 働局から通報書が届い たことから監査実施。4 件の法令違反が認めら れた。(1)乗務時間等 の基準の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項)	1	1

	長野県塩尻市大字広丘野村1746-1	長野県塩尻市大字広丘野村1746-1	貨物自動車運送事業法17条第1項	(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)(3)点呼の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(4)整備管理者の選任(解任)未届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第52条)		
平成26年2月25日	株式会社アップル運輸 代表者下城洋司	松本営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成24年6月6日、当該事業者運転手が死亡した自損事故を惹起したことから監査実施。7件の法令違反が認められた。(1)自動車車庫の位置及び収容能力違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)(2)乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)(3)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項後段)(4)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(5)点呼の実施義務違反(複数ある場合は「等」を付ける)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)(6)点呼の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(7)運行管理者の選任(解任)未届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)	2	2
	長野県上田市大字芳田439-1	長野県松本市出川2丁目7番1号	貨物自動車運送事業法17条第3項			
平成26年2月25日	阿部トラック有限会社 代表者阿部義彦	本社営業所	文書警告	平成24年10月12日、労働局からの通報書が届いたことから監査実施。3件の法令違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業	0	0

	新潟県新潟市江南区 横越中央7丁目1-13	新潟県新潟市江南区 横越中央7丁目1-13	貨物自動車運送事業 法17条第1項	輸送安全規則第3条第4項(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)(3)点呼の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
平成26年2月27日	三信物流有限会社 代表者 中山節男	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成24年2月15日、労働局からの通報書が届いたことから監査実施。5件の法令違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(4)点呼の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(5)運行管理者の補助者要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)	2	2
	長野県佐久市岩村田271番地2	長野県佐久市岩村田271番地2	貨物自動車運送事業 法17条第3項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

■一般貸切自動車運送事業者に対する行政処分(平成26年2月分)

(自動車運送事業安全監理室)

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成26年2月3日	株式会社フクトミ 代表者 清貞雄	本社営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)	平成24年1月20日、貸切バス事業者等に対する重点監査の対象事業者になったことから監査実施。3件の法令違反が認められた。(1)定期	3	3

	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪11941	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪11969-11	道路運送法第27条第1項	点検整備の実施違反等(旅客自動車運送事業運輸規則第45条、道路運送車両法第48条) (2)整備管理者の研修受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)		
平成26年2月17日	有限会社飯綱観光バス 代表者勝山幸人	本社営業所	輸送施設の使用停止(30日車)	平成25年3月21日、労働局からの通報書が届いたことから監査実施。8件の法令違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)(2)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)(3)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)(4)点呼の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項)(5)乗務員台帳の作成義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)(6)乗務員台帳の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)(7)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)(8)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)	6	6
	長野県長野市東和田501-15	長野県長野市東和田501-15	道路運送法第27条第2項			

平成 26 年 2 月 17 日	<p>有限会社プリムローズ 代表者杉木修一</p>	<p>上越営業所</p>	<p>輸送施設の使用停止 (10日車)</p>	<p>平成23年10月24日及び11月8日、労働基準監督署との合同監査選定事業者として監査実施。8件の法令違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)(2)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条)(3)点呼の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項)(4)運行指示書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)(5)乗務員台帳の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)(6)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)(7)運転者に対する指導監督の記録違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)(8)整備管理者の選任(解任)未届出違反(旅客自動車運送事業運輸規則第45条、道路運送車両法第52条)</p>	1	1
	<p>新潟県妙高市大字樽本丙1101番地124</p>	<p>新潟県上越市中郷区市屋395-1</p>	<p>道路運送法第27条第2項</p>			
平成 26 年 2 月 24 日	<p>株式会社ケー・オー・ケー 代表者小柳肇</p>	<p>下越営業所</p>	<p>輸送施設の使用停止 (20日車)</p>	<p>平成24年1月11日及び1月17日、貸切バス事業者重点監査の対象となったことから監査実施。4件の法令違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)(2)運行指示書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)(3)点検整備記録簿の記載違反(旅客自動車</p>	2	2

				運送事業運輸規則第 45 条第 2 号、道路運送車両法第 49 条(4)整備管理者の研修受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 46 条)		
	新潟県新発田市大栄町6丁目6番4号	新潟市胎内市長橋125-1	道路運送法第27条第2項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。